

ジェットスター・ジャパン 指定本邦航空運送事業者の指定について

ジェットスター・ジャパン株式会社(本社:千葉県成田市、代表取締役社長:片岡優)は、10月23日付で国土交通大臣より「指定本邦航空運送事業者(注1)」の指定を受け、同日3名の機長が「査察操縦士(注2)」として国土交通大臣より指名を受けました。今後は国土交通省航空局運航審査官に代わり当社内の査察操縦士が機長の定期審査などを実施します。



本指定を受けるため、従前より、社内の安全管理システムの機能強化・充実に取り組んでまいりました。本指定を受け、指定本邦航空運送事業者として引き続き安全運航に関わる管理体制の強化・充実に取り組んでいく所存です。

(注1) 航空法第72条第5項および6項に基づき、事業者自身が国に代行して機長の定期審査などを実施できる事業者を指す

(注2) 自社の機長の中で必要な訓練を受け、審査を実施するにあたって必要な知識・能力を有し、自社の機長のみを対象に審査することができる運航乗務員

【ジェットスター・ジャパンについて】

「日本の空、世界の空を、もっと身近に。」をビジョンとして掲げ、2012年7月より日本国内線、2015年2月からは国際線の運航を開始しました。現在、国内16都市・24路線、国際4都市・7路線を25機のエアバスA320型機(180席)で1日最大133便(2019年冬期運航スケジュール)を運航しており、就航から3,000万人以上のお客様にご利用いただいています。ジェットスター・ジャパンには豪カンタスグループ、日本航空株式会社、東京センチュリー株式会社が出資しています。<https://www.jetstar.com/jp/ja/home>